

河川法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號

委員氏名

委員長 子爵白川 資長君
副委員長 岡田 文次君
子爵清岡 長言君
大久保利武君
男爵伊江 朝助君
尾崎元次郎君
橋本萬右衛門君
森 廣三郎君
山田 惠二君

昭和二年二月二十三日(水曜日)午前十時
二十七分開會

○委員長(子爵白川資長君) 是ヨリ開會イ
タシマス、ドウゾ政府委員ノ御説明ヲ願ヒ
マス

○政府委員(鈴木富士彌君) ソレデハ簡單
ニ本案ノ説明ヲ致シマス、本案ハ河川法中
唯三ヶ條ヲ改正又ハ削除スルニ云フ簡單
ナ案デアリマシテ、其中第六條ハ「但シ」ノ
下ニ「主務大臣カ自ラ河川ニ關スル工事ヲ
施行シタルモノニ付必要ト認ムルトキ又
ハ」ヲ加フト云フ改正デアリマス、是ハ御承
知ノ如ク河川ノ管理ト云フモノハ、原則ト
シテ地方行政廳ガヤルコトニナツテ居ルノ
デアリマス、然ルニ主務大臣ニ於テ代テ
之ヲ管理スル場合ハ從來他府縣ノ利益ヲ保
全スル場合ニ限リテ居リタノデアリマス、之
ヲ具體的ニ申シマスレバ、河川ガ數府縣ノ
行政區劃ノ境界トナツタ如キ場合、又ハ上
流ノ甲縣ニ於テ爲スベキ事業ガ下流ノ乙縣
ノ利害關係ニモ及ボスト云フヤウナ場合、
斯カル場合ニ於テノ主務大臣ガ代テ管理
修繕ヲ爲スコトガ出來タノデアリマス

レドモ、實際上ノ問題ト致シマシテ假令數
府縣ニ關係ガナク其一府縣ノミノ關係デ
アツテモ、尙ホ内務大臣ガ代テ管理シ維持
修繕ヲ爲スベキ場合ガ起リ得ルノデアリマ
ス、現在ト致シマシテハ信濃川ガ其適例デ
アリマス、即チ越後ニ入ッテカラノ信濃川ノ
分ガ其最モ適切ナ實例ニナルノデアリマ
ス、故ニ第六條ヲ斯様ニ改正イタシタイト
云フ趣旨デアリマス、第五十八條ハ刑法改
正ニ伴フ所ノ文句ノ整理デゴザイマス、六
十六條ハ是亦府縣災害土木費國庫補助ニ關
スル法律ガ既ニ公布ニナリ、又外國人居留
地ガ廢セラレタ今日ニ於キマシテハ、必要
ノナイ條文デアリマスカラ削除ヲ致シタ
第デアリマス、至極簡單ナ法案デゴザイマ
ス

○岡田文次君 チョット御尋ネシマスガ、經
費ノ關係ニ於テハ、即チ管理費維持費修繕
費ト云フヤウナ關係ニ於テハ、從來ト何
等異ナル所ハナイノデアリマセウカ、ソレ
ヲ伺ヒタイ、ソレカラモウ一ツ唯今ノ所法
律ノ適用ヲ御認メニナツテ、直グ適用ノ必
要ガアルト御認メニナツテ居ル箇所ハ、新潟
ノ信濃川ガ今御話ガアリマシタデスガ、其
外ニモアリマスカドウカ、ソレヲ伺ヒタイ
○政府委員(鈴木富士彌君) ソレハ矢張り
費用ノ關係ガ伴フノデアリマス、地方行政
廳ニ於テ管理ヲスレバ其維持修繕ニ要スル
費用ハ地方行政廳ニ於テ持タナケレバナラ
ヌノデアリマス、内務大臣ニ於テ管理スル
コトニナリマスレバ、國ニ於テ維持修繕ノ
費用ヲ出スコトニナルノデアリマス、但シ
矢張り地方ニモ分擔ハセシメルノデアリマ

ス、而シテ工事自體ハ内務省ニ於テ之ヲ執
行スルコトニナルノデアリマス、唯今ノ所
之ニ當ルモノトシテ考ヘテ居リマスルノ
ハ信濃川ダケデゴザイマス
○岡田文次君 唯今御話ノ分擔ノ何カ、分
擔率ト云フタモノハ從來御定メニナツテ居
ルノデアリマス

○政府委員(鈴木富士彌君) 是ハ實ハ豫算
ニ載ッテ居ルノデアリマシテ、豫算ノ内譯
ハモウ分ッテ居ルノデアリマスガ、其工事
ノ勞力費ノ三分ノ二ヲ地方ニ負擔セシメル
ノデアリマス、サウデアリマスカラ三分
ノ一ヲ國庫カラ出シテ、尙ホ事務費ハ國庫
ガ負擔スルコトニナルノデアリマス、大體
左様御承知ヲ願ヒマス

○岡田文次君 唯今ノ御話ハ豫算決マル
ノデアツテ、別ニ内規其他法規ニ依ッテ定
テ居ル譯デハナイノデアリマス

○政府委員(鈴木富士彌君) 法規ニ於キマ
シテハ、國庫ニ於テ其費用ノ全部若クハ一
部ヲ負擔スルコトヲ得トナツテ居ルノデア
リマスカラ、率ハ定ッテ居リマセヌノデア
リマス

○橋本萬右衛門君 此法律ノ改正ヲ要スル
ノハ、信濃川ヤ御適用ニナルト云フノハ矢
張り信濃川發電事業ノ方デ河川改修ヤ何カ
ノ爲デセウカ

○政府委員(鈴木富士彌君) 左様デハアリ
マセヌノデアリマシテ、是ハ御承知デモア
リマセウガ、大津ノ分水工事ト申シマシ
テ、非常ニ東洋一ノ大工事ト稱シテ居ルモ
ノガアリマス、大津ノ地點カラ日本海ノ
方ニ放水路ヲ設ケマシテ、其處ニ自在堰、

固定堰ヲ造リ、更ニ信濃川ノ本流ノ方ニ洗
堰ヲ造ッテ開門ヲ造ッテ居リマス、非常ナ大
工事デアリマス、私モチョット觀察ヲ致シ
マシタケレドモ、是ハドウモ地方廳デ維持
管理ヲスルコト云フノハ少シ無理ダラウト思
フノデアリマス、ソレガ一ツト、ソレカラ
河口ノ深水ノ維持ト云フコトモ之ニ加ハッ
テ居ルノデアリマス、從ッテ信濃川ノ水ヲ
日本海ニ落シテ水力電氣ヲ、電氣事業ニ使
フト云フ淺野サンノ御考ヘニナツタ工事ニ
ハ何等ノ關係ノナイコトデアリマス

○橋本萬右衛門君 アノ大津ノ工事ハ新
潟縣サ入ッテカラノ工事デ、一縣サ跨ッテ居
ラナイノデアリマスカレドモ、矢張り一縣
内ノ工事デモ矢張りコンナ場合ガ生ズルノ
デスカ

○政府委員(鈴木富士彌君) 二縣ニ跨ッテ
居ル時分ニハ今ノ現行法デ行ケルノデアリ
マスガ、ソレデ一縣ダケノヤルト云フノ
ニハドウシテモ、今度ノヤウナ改正ヲシナ
イトイケナイト云フ所カラ此改正案ヲ出シ
タノデアリマス、之ニ依ッテ出來ルト云フ
譯デアリマス

○橋本萬右衛門君 今度鐵道省ガ何カ御計
畫ニナツテ居ルアノ事業サハ、何モ影響ガ
ナイ譯デアリマス、信濃川ノ發電所……
○政府委員(鈴木富士彌君) ソレハ關係ハ
ナイヤウデアリマス

○橋本萬右衛門君 此ノ水利法ト云フノハ
非常ニ色々ニ是ガ影響シテ、マダ改正ヲ要ス
ル所ガ澤山アルヤウナ氣持モ致スノデアリ
マスガ、是ハ格別シンナ按排ノ御考ハナイ
ノデゴザイスマカ

○政府委員(鈴木富士彌君) 御尤ナル御質問アリマシテ、河川法ハ明治二十九年ノ法律デアリマシテ、可ナリ古イノデアリマス、從テ改正ヲ要スルヤウナ箇所モ數ヶ所アルヤウニ思ヒマスルケレドモ、何分關係ガ廣ウゴザイマシテ、各方面ニ重大ナ關係ヲ有テ參リマスルノデ、目下之ガ調査中デアリマスルケレドモ、マダ成案ヲ得ルニ至ラナイノデアリマシテ、早晚サウ云フ時期ガ來ヤウカト思ヒマスルガ、今日ノ所デハ全般ニ互ル改正ハマダ御協賛ヲ仰グト云フヤウナ程度ニ達シテ居ナイノデアリマス

○橋本萬右衛門君 此河川法ノ外ニ各地方ノ縣廳デ、縣ノ水利取締規則トカ何トカ云フヤウナモノガアッテ、誠ニ煩ハシイヤウナ譯ニナッテ居ルノデ頗ル困ッテ居ルノデスケレドモ、既ニ此第二十條ニアル第三號ナドカ「河川ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ與ヘタルモノノ外ニ工事、使用若ハ占用ヲ許可スル爲ニ必要ナルトキ」、此三號ナント云フモノハ、他ノ者ニ許可シタ爲ニ、先キニ許可ヲシタモノヲ取消スト云フヤウナ文字ガアルノデスケレドモ、誠ニ是ハ煩ハシイヤウナ考ヲ以テ此河川使用ノ許可ヲシテ居ルノデスガ、是ハドンナ按排ノ場合ヲ指スモノデセウカ

○政府委員(次田大三郎君) 河川法ノ外ニ地方廳デ、或ハ水利取締規則ト云フヤウナ規則ヲ發シテ、大變煩ハシクテ困ルト云フノガ御質問ノ第一點デアラウト思ヒマス、是ハ河川法自體ガ警察上必要ナ法規ヲ出スコトヲ認メテ居リマスノデ、結局河川法ニ依テ發シマシタ取締規則デアルノデアリマス、ソレカラ河川法ノ二十條ノ第三號ノ「河川ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ與ヘタルモノノ外ニ工事、使用若ハ占用ヲ許

可スル爲ニ必要ナルトキ」云々、從來ノ許可ヲ取消スコトスラ出來ル、其他ノコトガ出來ルト云フノハドウ云フ場合カト云フ御質問デアリマスガ、是ハ差上ダマシタ參考書ハ、河川法ノ理由書デアリマス、河川法制定ノ際ニ政府ガ書キマシタ理由書ナシデアリマス、ソレニアリマスル通り「許可ヲ受ケタル者ハ其ノ事項ヲ行フノ權利又ハ權能ヲ有ス然レドモ其ノ權利若ハ權能ハ公益ニ勝ツコト能ハザルヲ以テ公益上ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ權利若ハ權能ノ消滅變更若ハ制限ヲ要スルコトアリ是レ本條ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ」ト云フ風ニ説明シテアリマス通りニ、公益上ノ見地カラ考ヘマシテ、他ノ工事ナラバ工事ノ許可ヲ與フル必要ガアルト認メマシタ場合ニ許可ヲ致シマス、濫リニ許可ヲ與ヘルコトハ出來ナイ精神ト考ヘテ居リマス

○橋本萬右衛門君 サウ致シマスルト、第三號ノ、濫リニ許可ヲ與フルコトガ出來ナイト云フヤウナコトモサウデスケレドモ、假リニ公益上ニ「河川ノ使用デスカラ、電氣ヲ起スト云フヤウノ事モ何トカニナルノデスケレドモ、電氣ヲ起ス、發電所ヲ造ッテ唯何千何百方ト云フ金ヲカケタモノガ、第三者ニ對シテ許可ヲ與ヘタコトヲ、ソレヲ取消ストカ、或ハ工事ノ改修ヲ命ズルト云フヤウナコトガ、是ハ事業家トシテ實際容易ナラザルコトデ、非常ナ脅威ヲ感ズル次第ナデスケレドモ、ソレハ公益上ト申シタ所デ、早ク申セバ發電所ヲ造ッテ電氣ヲ起スノモ公益ダシ、其他如何ナルモノヲ以テ公益上ト申スノデスカ、此點ハ企業家ナゾハ脅威ヲ感ジテ居ル條項ナデスケレドモ……チヨット伺ヒマス

○政府委員(次田大三郎君) 御話ノ通りニ、心配ヲシ出セバマア心配ヲシナケレバ

ナラヌ譯デアリマスルガ、御話ノ如ク澤山ノ金ヲカケテ、其處ニ工作物ヲ施設シテ居ル、ソレヲ唯何デモナシニ外ノ事業ニ許可ヲ與ヘテ、其今迄投ジタ巨額ノ資本ガ無駄ニナルト云フヤウナコトハ行政上スベキモノデナイ、シナイ積リデ居ルノデアリマス、併ナガラ公益上サウ云フ事ヲスルコトガ必要ナ場合ガ起ッテ來マスレバ、是ハドウモ已ムヲ得ナイコトト考ヘテ居リマス、唯如何ナルモノヲ稱シテ公益上必要デアアルカト云フコトニナリマスルト、ソレハ其具體的問題ガ起リマシタ時ニ、其個々ノ問題ニ付テ決スルノ外ハゴザイマセヌノデ、此處デドウ云フ場合ニ公益上必要デアルトシテ許スカ、ドウ云フ場合ニ公益上必要ナシトシテ許サナイト云フコトヲ、一々場合ヲ列舉シテ申上ゲルコトハムツカシイコトト考ヘマス

○橋本萬右衛門君 此第六條ノ「河川ハ地方行政廳ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ヲ管理スヘシ但シ他府縣ノ利益ヲ保全スル爲ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ代テ之ヲ」云ト云フノデアリマスルケレドモ、其河川ガ地方行政廳ノ管内ニ於テ管理スル時ハ、原則トシテ矢張り費用モ其縣デ持ツト云フコトニナルノデセウカ

○政府委員(次田大三郎君) 第六條ノ本文ハ、唯地方行政廳ガ、其管内ニ係ル部分ノ河川ノ管理ヲスルト云フコトヲ定メマシタダケデアリマシテ、費用ノ關係ハ第二十四條ニ規定シテアリマス「河川ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス」トアリマス、コチラノ方デ原則トシテ府縣ノ負擔トナッテ居リマス

○委員長(子爵白川資長君) ソレデハ御異議ゴザイマセスケレバ、今日ハ是デ別段大シタ御質問モナイヤウデアリマスカラ、モ

ウ一應皆サンノ御精讀ヲ願ヒマス
〔贊成〕ト呼フ者アリ
○委員長(子爵白川資長君) ソレデハ是デ散會イタシマス
午前十時五十一分散會
出席者左ノ如シ

委員長 子爵白川 資長君
副委員長 岡田 文次君

委員 子爵清岡 長言君
大久保利武君
男爵伊江 朝助君
尾崎元次郎君
橋本萬右衛門君

政府委員 內務參與官 鈴木富士彌君
內務省土木局長 次田大三郎君